

一 般 仕 様 書

No. 1

- 1 受注者は、設計図書への記載事項以外は、すべて「岡山県土木工事共通仕様書」、「土木工事施工管理基準」、「土木工事安全施工技術指針」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」、「保安施設設置基準」、「建設副産物適正処理推進要綱」により施工すること。
 <土木部技術管理課ホームページ掲載> <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/60/>
- 2 受注者は、交通禁止・規制をする場合には、監督員に申請書を提出し、所管の警察署に道路使用許可を提出すること。
- 3 受注者は、工事の施工に当たっては、地元関係者との紛争がないよう、受注者で責任をもって施工すること。
- 4 面木の使用について
 受注者は、コンクリート構造物の面木及び天端前面には、円形の物を使用すること。
- 5 建設副産物について
- ① 受注者は、建設副産物の発生量・処理状況及び再生資材等の利用状況把握に資するために、「建設副産物実態調査（センサス）」による搬出先調査の調書を作成することとする。対象工事は、建設副産物の有無及び搬入資材の有無に関わらず、最終請負代金額100万円以上の全ての工事とし、調書の作成については、調査データを「CREDA S入力システム」に入力し、作成したフロッピーディスク等を工事完成後監督員に提出するものとする。
- ② 受注者は、下表に該当する資材の搬入、指定副産物の搬出が生じる建設工事については、「資源有効利用促進法」（以下「リサイクル法」という。）により計画書を作成し、監督員に提出すること。

再生資源利用促進計画書	再生資源利用計画書
次のような建設資材を搬入する建設工事 1. 土砂・・・・・・・・・・ 1,000m ³ 以上 2. 砕石・・・・・・・・・・ 500 t以上 3. 加熱アスファルト混合物・・ 200 t以上	次のような指定副産物を搬出する建設工事 1. 土砂・・・・・・・・・・ 1,000m ³ 以上 2. コンクリート塊、 アスファルト・コンクリート塊 建設発生木材 建設汚泥、建設混合廃棄物※ } 合計 200 t以上

※建設汚泥、建設混合廃棄物については、リサイクル法で定められている品目ではないが、調査対象となる工事の中で、これらの品目が発生する場合には、併せて調査を実施すること。

- 6 工事中間検査
 受注者は、請負代金額 3,000万円以上の工事について、契約工期に基づく工期の中間に工事中間検査を受けるものとする。ただし、中間前金払いの認定を行うものを除く。

一 般 仕 様 書

No. 2

- 7 施工合理化調査または歩掛調査について
本工事が施工合理化調査または歩掛調査の対象となった場合は、該当工種の調査を行い監督員に提出しなければならない。なお、調査要領等については、監督員の指示によること。
- 8 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）」について
岡山県土木部が発注する工事のうち、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、）が発生する工事全てを「建設リサイクル推進工事（以下「推進工事」という。）」と位置づけ、建設リサイクル法施行令第2条第1項の規定による建設工場の規模に関する基準を満たさない工事についても、建設リサイクル法の規定を準用する（但し、罰則規定は除く）。
- ① 「推進工事」においては、建設リサイクル法第12条第1項に規定する説明事項（分別解体等の方法・解体工事に要する費用・再資源化等を定めるための施設名称及び所在地・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用等）について、契約書を提出する前に別に定める「通知に係る事前説明事項」の書面を監督員に提出し協議すること。
- ② 「推進工事」の契約書7に掲げる「紙のとおりの別紙」とは、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条の規定による書面」とする。
- ③ 受注者は、「推進工事」において「建設業の許可票」若しくは「解体工事業者登録票」の標識に下図ステッカーを貼付しなければならない。
- ④ 受注者は、「推進工事」において監督員から建設リサイクル法第11条に規定される「通知」が完了した旨の回答があるまでの間、当該工事に着手してはならない。
- ⑤ 受注者は、現契約が「推進工事」以外の工事である場合、工事着手後、現場条件等により「推進工事」となる場合は、監督員と速やかに協議し、④と同様、監督員からの回答があるまでの間、当該工事に着手してはならない。
- ⑥ 受注者は、「推進工事」において、当初契約時に記載した再資源化等施設と異なる施設で再資源化等を行う際には、監督員と協議を行わなければならない。
- ⑦ 受注者は、「推進工事」における特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、再資源化等報告書を監督員に提出しなければならない。

「推進工事」（ステッカー）例

通 知 年 月 日
平成 年 月 日

建設リサイクル推進工事

岡 山 県

注) 通知が終了後、県監督員が交付。

一 般 仕 様 書

No. 3

- 9 受注者は、レディーマイクストコンクリートを用いる場合には、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合、設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生産のコンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）の製品を用いなければならない。
- 10 受注者は、（公財）建設技術センター等の現場技術員が監督員に代わり施工体制の点検や監督員の補助を行うことがあるので、現場技術員から点検等を求められた場合には、適切にこれに応じなければならない。
- 11 本工事現場に配置する現場代理人については、次の要件を全て満たしていなければならない。
① 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。（健康保険被保険者証の写し等で確認を行う。）
② 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号又は第15条2号に規定する営業所の専任技術者でないこと。
- 12 その他（各発注機関ごとの仕様書があれば記入すること。）